

後期高齢者医療給付費等県費負担金交付要綱

(通則)

- 1 知事は、高齢者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、新潟県後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)が行う高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第96条第1項及び第2項に基づく後期高齢者医療給付費県費負担金及び後期高齢者医療高額医療費県費負担金(以下「負担金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この負担金は、後期高齢者医療広域連合が行う次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 後期高齢者医療給付費県費負担金
法第64条、第74条から第78条まで及び第82条から第85条までの規定に基づく給付又は支給(以下「療養の給付等」という。)並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による流行初期医療確保拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金」という。)
 - (2) 後期高齢者医療高額医療費県費負担金
法第93条第2項に規定する政令で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付

(交付額の算定方法)

- 3 この負担金の交付額は、次により算出するものとする。
 - (1) 後期高齢者医療給付費県費負担金
療養の給付等(法第67条第1項第3号の規定が適用される被保険者に対して行われる療養の給付等を除く。)に要した費用(以下「特定費用以外の費用」という。)の額及び流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要する費用の額に占める特定費用以外の費用の額の割合を乗じて得た額(以下「特定流行初期医療確保拠出金以外の額」という。)から、法第58条第1項の規定に基づく損害賠償金の額、法第59条第1項の規定による徴収金の額、同条第3項の規定による返還金及び加算金の額、法第113条において地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他その費用のための収入額の合計額(特定費用以外の費用に係るものに限る。以下「損害賠償金等の額」という。)を控除して得た額の12分の1に相当する額とする。
 - (2) 後期高齢者医療高額医療費県費負担金
当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、

入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち③の額の合計額に、④及び⑤の率の合計を乗じて得た額の4分の1に相当する額とする。

- ① 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第14条第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第57条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）
- ② 法第58条第1項の規定に基づく損害賠償金の額、法第59条第1項の規定による徴収金の額、同条第3項の規定による返還金及び加算金の額、法第113条において地方自治法第231条の3に規定する法律で定める歳入とされた法第59条第1項の規定による徴収金に係る延滞金の額及びその他その費用のための収入の額の合計額
- ③ ①の額から②の額を控除した額が85万円を超えるものの当該超える部分の額
- ④ ⑦の額の12分の1に相当する額を⑥の額で除して得た率
- ⑤ 法第100条第1項の後期高齢者負担率
- ⑥ 政令第4条第1項に規定する被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額の合計額
- ⑦ 負担対象額（⑥の額から法第67条第1項第3号の規定が適用される被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額を控除した額）

(交付の条件)

4 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 負担金と2の事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした関係書類を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付申請書)

5 規則第3条第1項の規定による申請書及び関係書類は、別紙様式1-1又は1-2のとおりとし、1部を別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(変更の承認申請)

6 4(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別紙様式2-1又は2-2による申請書及び関係書類1部を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

7 規則第 12 条の規定による実績報告書及び関係書類は、別紙様式 3-1 又は 3-2 のとおりとし、1 部を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 22 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 2 月 18 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 12 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 7 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 31 日から施行し、平成 27 年 7 月 10 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 25 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の改正前に行われた申請については、なお従前の例による。